

奈良県保育協議会会長表彰規定

1. 優良職員

次の各号に該当する職員であること。

- 1) 県内の保育園（所）、認定こども園（幼保連携型、保育所型に限る）、小規模保育事業所に勤務する者で優良職員（園（所）長、保育士、調理員、事務員、その他の職員）として認められるもの。
- 2) 勤務年数が当該年度4月1日現在、満5年以上（県内保育園（所）勤務）の者。なお、非常勤職員としての雇用期間は、次の算定方式により、常勤の勤務期間として換算できるものとする。また、産休・育休期間は除く。

【非常勤職員算定方式】

$$\text{勤続年数} \times \frac{\text{非常勤職員の一月又は一週間の勤務日}}{\text{常勤職員の一月又は一週間の勤務日}}$$

- 3) 本会々費納入保育園（所）、認定こども園、小規模保育事業所であること。
※県外等奈良県保育協議会会員以外の保育園での勤続年数は算定できませんので、ご注意ください。（派遣の場合も同様）
- 4) 既に当優良職員表彰を受けた者は除く。
※受賞歴があるにもかかわらず、再申請される場合があります。転勤、転職や婚姻による姓の変更等がある場合は特にご注意ください。

2. 特別功労表彰

次の各号に該当する職員であること。

- 1) 県内の保育園（所）、認定こども園（幼保連携型、保育所型に限る）、小規模保育事業所に勤務する者で優良職員（園（所）長、保育士、調理員、事務員、その他の職員）として認められるもの。
- 2) 勤務年数が当該年度4月1日現在、満15年以上（県内保育園（所）勤務）の者。なお、非常勤職員としての雇用期間は、次の算定方式により、常勤の勤務期間として換算できるものとする。また、産休・育休期間は除く。

【非常勤職員算定方式】

$$\text{勤続年数} \times \frac{\text{非常勤職員の一月又は一週間の勤務日}}{\text{常勤職員の一月又は一週間の勤務日}}$$

- 3) 本会々費納入保育園（所）、認定こども園、小規模保育事業所であること。
※県外等奈良県保育協議会会員以外の保育園での勤続年数は算定できませんので、ご注意ください。（派遣の場合も同様）
- 4) 既に当特別功労表彰を受けた者は除く。
※受賞歴があるにもかかわらず、再申請される場合があります。転勤、転職や婚姻による姓の変更等がある場合は特にご注意ください。